て、市民とか当事者を巻き込んだ地域の福祉コミュニティーを作っていく、住民たちが自分たちで社会的ニーズに対応したりということをしていく。すべての要援護者に対応することが必要です。そう考えていくと、例えば、「ソーシャルワーカーは、貧しい人・困った人が必要としているだけで、普通の人は必要じゃないよ」と言うけれども、私は、そうではないと思います。お金を持っていれば持っているほど、ファイナンシャルプランナーに相談して、「僕は、10億円持っているのだけれど、どうしよう。何億円はアパートを建てて、何億円は国債を買って銀行にやって、子どもが大学に入ったときに、これだけ切り崩して」と。

だから、貧しい人でも普通の人でも、自分が地域で家を建て、仕事をし、子どもが学校に行き、いろいろなことに対して、地域だったり、個人だったり、われわれは、幸せのファイナンシャルプラ

ンナーとしてもっと人々に貢献できるのではないか、そうしていくと、今回のような地震についてももっと対応できるのではないかと思いました。

最後に、今度は、「APC21(第21回アジア・太平洋ソーシャルワーク会議)」があって、ソーシャルワークの国際定義をやりますが、この中で私たちは、人間と行動の社会のシステムに対する理念を利用して、環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と正義の原理が私たちのよりどころの基盤である。レナ・ドミネリという、前の前の国際ソーシャルワーカー連盟の会長が言っていましたが、ソーシャルワーカーというのは、人間の尊厳、社会正義、平和とか環境の正義に対していろいろな行動を起こすことができる。これをすれば、私たちは、災害のソーシャルワークでもいいことができると思います。

時間になりましたので、以上です。



今後の障害児通園施設における支援のあり方 -子ども学園の実践を通して-

佐 藤 美由紀

御紹介いただきました、子ども学園園長の佐藤です。よろしくお願いします。まず、見ていただいていますのは、子ども学園の外観です。この中で子ども学園をご存じの方はどのくらいおられるのでしょうか。ありがとうございます。多分、寮生等でしょうね。

これから、30分間にわたり子ども学園の紹介も 含めて、この3年間行った研究授業について報告 致します。

現在、本大学の佐藤久夫先生をはじめ、平野先生が障害者制度改革推進会議総合福祉部会の委員として、今後の障害者総合福祉法の骨格作りに活躍中ですが、障害児の問題は、少数派の中のさらに少数ですので、なかなか表に出てこないようです。

しかし、今、子どもたちのことを真剣に議論し

ておくことが、将来の日本にとって、さまざまな 面で障害者の方々がよりよく生きていくために貢献できることだと思います。障害児施設の関係者 は少数派ですけれども、この場を借りて、これから社会で羽ばたく社会福祉士の方たちがいろいろなところで活躍して、子どもの問題に積極的に取り組んでいけたら、そんな種をまくことができたらと思い、今日、30分間お伝えてしていきます。

スライド1.

子ども学園の概要です。子ども学園は、本学の名誉教授である石井哲夫先生によって昭和30年に開設された児童相談室(後の幼児相談室「のびろ学園」)と、同じく本学の名誉教授である飯田精一先生によって昭和40年に開設された特殊児童相談室(後の「いたる学園」)が合併され、昭和56

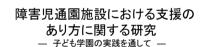
年に定員30名の東京都の措置施設である精神薄弱 児通園施設、現在は知的障害児通園施設となり、 本学の附属施設として運営されています。年代を 見てみてもおわかりのように、非常に先駆的な早 期療育の場であったことがわかります。

スライド2.

昭和40年頃の療育場面の様子です。そのとき既 に早期療育を本学の構内で行っていました。ここ で学び育った研修生たちが、日本全国に散って通 園施設を開設したと聞いています。

スライド3.

現在の子ども学園の朝の集まりの場面と、課題に取り組む子どもの場面です。子ども学園では、平成元年に本学が原宿から清瀬市に移転後は、近隣の東久留米市、東村山市の1歳半健診及び3歳児健診で、発達に何らかの問題を持つ子どもを受け入れて発達支援、保護者に対しては家族支援、





日本社会事業大学附属子ども学園 関長 佐藤 美由紀

地域に対しては地域支援を行っています。主に感 覚統合をベースにした学習を課題の時間に行って います。

スライド4.

子ども学園の運動会と保護者学習会の場面です。職員の半数が本学の卒業生で、社会福祉の勉強と発達障害の勉強をした学生が、子ども学園に就職して活躍しています。これは、今年の3月に行った子ども学園同窓会総会の講演の様子です。昭和56年から「子ども学園」としてスタートしていますが、それ以前の「いたる学園」を卒園した保護者も同窓会会員になっていますので、現在約700名の会員がいます。ただ、残念ながら昭和40年代の保護者はかなり高齢化していて、お子さんが入所施設に入った方が多くなり、会報を送って届いている方たちは約400名になっています。

学習会は、同窓会会員を招いて体験談を語って もらう会を年間4回、本学の教授や有識者による

子ども学園の概要

子ども学園は、本学の石井哲夫名誉教授によって昭和30年に開設された児童相談室(後の「のびろ学園」)と、飯田精一名誉教授により昭和40年に開設された特殊児童相談室(後の「いたる学園」)を合併し、昭和56年に定員30名の東京都の措置施設である精神薄弱児通園施設(現在は知的障害児通園施設)となり、本学の附属施設として運営されるようになりました。

近隣地域の1歳半健診および3歳児健診で発達に何らかの問題をもつ子どもを受け入れ、子どもに対して発達支援、保護者に対しては家族支援、地域に対しては地域支援を行っています。





講演を含めると十数回行っています。これは、家族支援につながるものであり、また、地域に公開 講座として声をかけているので、地域支援にもつながっています。

スライド5.

国内の通園施設についての説明です。主に児童福祉法に規定されている知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、難聴児通園施設は、全国に407カ所あります。「児童デイ」と呼ばれている『障害者自立支援法』に規定された児童デイサービス事業が、1.539カ所あります。これらの通園施設は、利用者からすると非常に混乱しやすい事業です。児童デイと通園は何が違うのだろう。簡単に言えば、主要都市には児童福祉法による通園施設が必ずあります。今、東京都には12ヶ所の通園施設が必ずありますが、各居室の面積や園児の定員に対する職員の配置等、さまざまな設置基準に対応したものです。

ただし、日本は広いので、小さな島、北海道の 最果てのところ、あるいは沖縄の離島等へ行くと、 児童福祉法に則った通園施設は利用者が少ないた めに非常に作りにくいです。ですので、児童デイ サービス(以前の通所訓練事業)という、児童家 庭局長の通知によって、1千万円程度の補助金を もらい、作ることも閉じることも非常に簡単な児 童デイサービスが、全国の主に人口の少ないとこ ろにできてきました。

現在、皆さんの中で児童デイサービスをご存じ



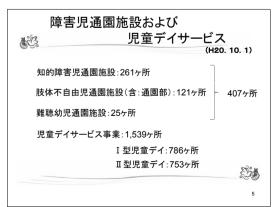
の方もいると思いますが、非常に有名で大きく事業をやっているところもあります。児童福祉法に 則った通園施設と同じような機能を備えて、先駆 的に事業を拡大しているところもあるのが現状で す。

スライド6

このような中で、障害児通園施設は大きな課題を持ってきました。特に、この10年問題視されていることは、障害種別に分かれていて利用しにくいということです。難聴児あるいは盲聾のお子さんを持つ保護者が子ども学園に相談に来た場合、「(東京都立)立川ろう (学校)があるので、そちらに通われたほうが適切かもしれませんね」と言わざるを得ないのが現状でした。

私は埼玉県の秩父の出身ですが、秩父で障害のある子どもが生まれると、町内に通園施設はありませんので、秩父市内までお母さんが毎日3、40分かけて連れていかなければいけません。要は、地域偏在・地域格差があり、障害種別に分かれていて利用しにくく、施設内に限られ、定員以外への支援ができないという問題があるわけです。東京都には沢山の児童デイや通園施設がありますが、地方になると、先ほど言ったようなことが起こります。

そして、通園施設と児童デイサービス事業(旧心身障害児通園事業)等の役割分担が明確でありません。これも、先ほど伝えたとおりです。そして、さらに大きな問題は、障害児発達支援と一般



の子育て支援が法律上分かれているということです。障害児であったとしても、子どもです。子どもを育てている保護者は、自分の子どもが障害児であろうとなかろうと子どもに変わりはないはずです。

スライドフ

これまで保護者がお子さんの障害を認めないとなかなか利用しにくい面があり、行政もこれらの問題に対してこの10年間取り組んできました。障害児福祉施策の変遷です。平成15年までは措置制度、いわゆる措置によって通所サービスに通うシステムで、『児童福祉法』に則った児童デイと通園施設でした。

しかし、平成15年以降は支援費制度に移りました。子ども学園のような通園施設は、そのまま措置のかたちが残り、児童デイは、契約制度に移りました。この結果、さらにまた混乱が生じました。

そして、平成18年10月から、『障害者自立支援 法』が私たち通園施設にも施行されることになり ました。子ども学園は『児童福祉法』と『障害者 自立支援法』の二つの法律のもとに契約制度とな り、児童デイは『障害者自立支援法』による契約 制度により運営されることになりました。そのこ ろ、東京都内の通園施設の職員が集まると、「雨 が降ると園児が休むため、施設はお金がなくなっ てしまう」という何とも悲惨な話題になり、どこ も厳しい経営状態になっていました。そんな状態 で、自立支援法は非常に大きな問題がありました。 要するに、福祉サービスが出来高払いになり、専 門的にきちんと療育をしていこうという私たちに とっては、非常に苦しい数年間がありました。

その後、給付費の単価の改正等により徐々に改善はされてきましたけれど、今現在でも、やはり出来高払い、日々通園した子どもの人数に応じて施設にお金が入ってくるシステムになっています。こういうことを改善していこうということで、来年度(平成24年度)からは、障害の種別を一元化し、実施主体も市町村とし大きく変わろうとしています。

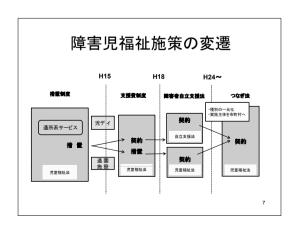
現在、まだ『障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律』(つなぎ法)という、新法ができる前の段階ですが、児童デイや通園施設が、児童福祉法一本で運営される施設となることに決まりました。これは大きな進歩だと思います。

スライド8.

このような福祉政策の変遷の中で、私たち通園施設は、福祉施策に振り回されて本来あるべき姿を見失ってはいけないということで、この3年間にわたり、通園施設がどのようにあるべきかということを、本学の藤岡教授、他数名の教授を交えて、自立支援調査研究プロジェクトを立ち上げて研究いたしました。

平成20年度には、「障害児通園施設における障

障害児通園施設の課題 ◇ 障害種別に分かれていて利用しにくい ◇ 「定員外」への支援ができない ◇ 「施設内」でしか支援できない ◇ 地域偏在・地域格差 ◇ 児童デイサービス事業(旧:心身障害児通園事業)等との役割分担が明確でない ◇ 「障害児発達支援」と「子育て支援」の分断 (全国児童免達支援協議会資料より)



害種別を超えたアセスメントと多様な支援の在り方に関する研究」、平成21年度は、「卒園後の中・長期視点の観点から見た障害児通園施設におけるアセスメントと多様な支援の在り方に関する研究」、そして、昨年は、本学の共同研究として、「障害児通園施設における親支援プログラムの開発に関する研究」を行いました。

スライド 9

平成20年度に行った研究で、子ども学園で行った分担研究の要点のみお伝えしていきます。

障害児の通園施設において最も重要なことは、 どのようなお子さんに対しても発達支援がしっかりできるということです。これは、皆様が高齢者や障害者のところで働く、あるいはマネジメントするにあたっても、利用者を理解できなければ適切な支援はできないということと同じです。

私たちの使命として、発達支援をしっかりしていくことは大事なことですので、事例研究を10ケース行いました。

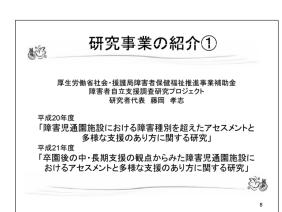
スライド 10.

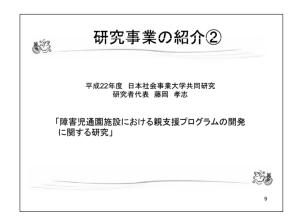
発達支援が必要なお子さんにはさまざまな支援 が必要です。特に障害を持っている幼児期のお子 さんの場合は、要求行動が伝えられずパニックに 陥ってしまい、家族が不安定な状態になることが 多々あります。要求が出せないために毎日パニッ クが起こることは、家族にとっては非常につらい ことなので、要求行動が出せるにはどうしたらい いだろうかということに対して応用行動分析を用いて事例研究を行いました。

さらに、自閉症の子どもによくある偏食行動、感覚過敏が原因で一定の食物しか受け入れられないお子さんがいます。自閉症の成人の方が、自分の食行動について書いている本が何冊かありますけれど、子どものときは特定のものしか食べることができず、口の中に硬いものが入るのを非常に苦手とし、野菜等がなかなか食べられなかったようです。そのことが原因で、便秘になりパニックになってしまうことも多々あります。事例研究での改善方法としては、保護者も交えて栄養士と担任と3人が連携して、口に入れるものすべてを調べながら、どうすればスモールステップが積み重ねられるかということを2年間実践した結果を報告しました。

また、子ども学園には、睡眠障害のお子さんが 毎年何人かいます。皆さんはどうですか。家族の 誰かが、毎日、夜中の2時、3時頃、パニックを 起こしたり、起きて笑っていたらどうでしょうか。 それが1週間に1回、2回続くので、他の家族は 大変つらいです。そういう方たちに対して、どの ような対応をしていったらよいかということを報 告しました。

その他、子ども学園には言語聴覚士もいますので、幼児期にはどんなコミュニケーション指導が必要なのかということを、子ども学園の職員と言語聴覚士が一緒になって保護者を支援していった指導について、身辺自立への指導、「困ったこと





ノート」を用いての家庭支援等、さまざまな幼児 期の障害をもつお子さんの事例研究を行いまし た。

やはり事例を積む中で、利用者のニーズを知る、 利用者を理解するという姿勢は、成人であろうと、 高齢者であろうと、社会福祉の現場の人にとって はとても大切なことだと思います。

スライド 11

平成21年度は、「卒園後の中・長期視点の観点から見た通園施設におけるアセスメント、多様な支援の在り方に関する研究」ということで、「ケース1」は小学生、「ケース2」は中学生、「ケース3」は同じく中学生、「ケース4」は福祉就労をしている成人の方、この4ケースについて、関連した教育機関の関係者、対労機関の関係者に対し、保護者も含めて面接調査をして質的研究を行いました。

この4ケースは、在園中のお子さんの問題が大きかったケースで、自閉症でも非常に重度の方たちです。普通学級に行ったお子さんですら、非常に大きな問題を抱えている自閉症のお子さんでした。

しかし、この4名のケースをその後追跡していくと、比較的いい状態で学校や社会に適応していました。どうしてそのような適応ができたのかということで、今回、15名の方に面接調査をしました。

平成20年度

「障害児通園施設における障害種別を超えた アセスメントと多様な支援のあり方」 分担研究1

- 子ども学園(知的障害児通園施設)での発達支援における事例研究
 - 1) 応用行動分析を用いた教示的なアプローチ
 - 遊びによる自発的要求行動の表出支援 —2) 自閉症児の偏食への対応
 - 2) 自閉症児の偏食へ3) 睡眠障害への対応
 - 4) 軽度レット症候群幼児への支援
 - 5) 言語聴覚士との連携によるコミュニケーション指導
 - 6) 療育場面における身辺自立指導
 - 7) 「困ったことノート」を用いての家族支援

他3事例

スライド 12.

本研究の結果から、子どもの各ライフステージを通して有効だった支援は、①として、幼児期からの適切な発達支援、先ほど事例研究でお伝えしたような内容の支援がきちんとできていたこと、②として、基本的な信頼関係の成立(コミュニケーション力も含む)のための支援が行われていたこと、③として、家族に対して障害理解・わが子の理解(障害受容)への援助がなされていたこと、④として、子どもと家族に合わせた情報の提供と社会資源活用のための援助がきちんとなされていたことです。

この「①」から「④」の支援が、次のステージで生かされることによって、家族が各ライフステージで迎える節目、危機的な状況を、出会う支援者や教師たちとうまく連携し、多様な支援も活用し、しなやかに乗り越えて適応しているのではないかということが導き出されました。

これは非常に当たり前だと思うかもしれませんけれど、実際には、中・長期視点の観点から、これらのことを幼児期から積み重ねていってなし得るものです。私たちが、幼児期に出会う保護者にこれらの支援を提供していくことは非常に重要なことであり、これは私たちの大きな使命だと思います。

スライド 13.

これを図にしたものが、「ライフステージとス キルの連鎖」です。子ども学園で、子どもに対す

平成21年度

「卒園後の中・長期支援の観点からみた障害児通園施設に おけるアセスメントと多様な支援のあり方に関する研究」 分担研究1-①

研究目的·方法

子ども学園における支援を中・長期的観点から評価し、その効果およびあ り方について検討することを目的とし、本園生4名の保護者と卒園生(航学 時の移行の際、適応上の困難皮が高かった1にもかかわらず、現在の適応状 態が比較的良好なケース)の成長過程に関わった教育機関関係者・支援機 関関係者・就労支援機関関係者に対する面接調査を通して質的研究を行っ た

ケース1 特別支援学校1年生

ケース2 中学校特別支援学級2年生(小学校は普通・通級学級)

ケース3 中学校特別支援学級3年生(小学校は特別支援学級)

ケース4 福祉的就労をしている成人(特別支援学校卒業)

11

る発達支援、基本的信頼関係の成立、この部分を しっかり子どもに対して支援しておく。そして、 保護者に対しては、障害理解、わが子の理解への 援助をしっかり行う。これは、さまざまな識者を 招いての学習会であったり、同窓会の保護者を招 いてのピア・カウンセリングのような学習会です。

そして、子どもと家族に合わせた情報の提供と、 社会資源の活用への援助です。実際、これは、必 要な家族には移動支援のような支援を利用するよ うに勧めています。もちろん、子どもと家族に合 わせた移動支援です。

適切な発達支援がなされることによって、子どもたちは、バスや電車を使うことができたり、外食をすること、歯医者に行くこと、あるいは、散髪をすることなどができるようになります。私たちからすると、当たり前に身に付けている幼児期の行動ですけれど、障害のある幼児が散髪に行けるようになるということは、とても大変なことなのです。それらを身に付けておくことは、学校に行ってからの快適な生活に大きく影響していきます。

そして、学童期に、子ども学園で培ったこれらの力がどのように生かされていくか。皆と生活できること、基本的なことができていることが社会性の発達につながり、誰とでも外に出ることができ、バスや電車を利用し余暇時間の充実にもつながっていきます。

そして、これらの幼児期に提供した支援がどのように保護者に活かされているか、学校関係者へインタビューしたところ、「早期療育を受けた保

平成21年度

「卒園後の中・長期支援の観点からみた障害児通園施設にお けるアセスメントと多様な支援のあり方に関する研究」 分担研究1-②

研究結果

本研究の結果から、子どもの各ライフステージを通して有効であった支援とは、

発達支援として

① 幼児期からの適切な発達支援 ② 基本的な信頼関係の成立のための支援 家族支援として

(3) 障害理解・我が子の理解(障害等窓)への採助

④ 子どもと家族に合わせた情報の提供と社会資源活用のための援助

①〜@の支援が、次のステージで活かされることによって、零族はライフサイクルの中で迎える節目や危機的な状況を、教師や支援者との連携や、多様な支援サービスを活用することで、しなやかに乗り越え良い適応状態をもたらしていた。 通園施設において、これらの支援が中・長期支援の観点からみて重要であることが、未嫁された。 護者は、同じ目線で話ができるんですよ」という 意見をたくさんの先生から伺いました。

また、4ケースの方たちに共通して言えたことが、子ども学園での早期療育以外の療育を受けた方でも共通していて、早期療育を受けた保護者の方は同じ目線で話ができるということだそうです。

学童期になると、子ども学園で支援した内容がさらに、このピンクの輪のように、家族と離れても安心してレスパイトや一時預かりが利用できる、余暇のキャンプに参加できる、遊びの会と地域につながっていきます。子ども学園の子どもたちが本学の遊びの会に参加していますが、こういうところにも参加できるようになっていきます。

そして、就労機関です。どのようにつながっていくかというと、ここでできていた力が、働く場になったときに、人を信頼できる、ルールが守れることにつながっていっています。保護者については、障害特性や仕事の内容から適切な進路選択ができる。「今回のケースだけではなくて、障害を持っている方が将来働くときに、どんなことができていてほしいですか」と、就労機関の方に聞きました。どんなことを言うと思いますか。

「たくさん勉強して、数字が読めたり、文章が書けたり、そういうことができることがいい」と言う方は誰もいません。皆さんに共通していることは、人を信頼できる、ルールが守れる、要はこういうことです。そして、保護者が子どもにあった適切な進路選択ができることから、安定して成人期を迎えることができます。

ですので、私たち通園施設は、この団子三兄弟が崩れずに、きちんとした団子になってもらうような支援を行うことです。保護者のところだけが進んでいてもいけないし、子どものところだけが進んでいてもだめです。やはりぴたっと一致しながら動いていくと、おいしい団子になるというか、ここが大切なところです。

ややもすると、私たちは、適切な社会資源を提供してあげれば保護者は楽になると思いがちですけれども、そうではなくて、やはり子どもがきち

んと安定した状態になってこそ、保護者は生活が しやすくなり、また、保護者のもとからも巣立っ ていけるようになります。

今、日本の中では障害者の方を介護している老 障介護が非常に多くなっています。それは、自分 の子どもを自分のもとから巣立たすことができな い社会になっているからです。普通であれば、皆 さんのように20才になれば巣立っていくのに、い つまでも保護者と一緒にいなければ生活できない 方が何と多いことかと思います。ただ、これから はやはり親元を巣立っていけるような社会にして いくことが大事です。そのためには、この団子を しっかりおいしくしてあげて、子どもが20才に なったときに、安心して人に任せられることが重 要です。なぜ、老いた親が自分の子どもをずっと そばに置くのかというと、離れられなくなって一 緒にいるという方が非常に多いのが現状です。預 かってくれるところがないというよりも、子ども も親も離れられないのです。小さいときからの積 み重ねによって離れられるような支援をしていく ためにも、こういう団子を社会全体で作っていけ たらと思います。

スライド 14. 15. 16.

最近虐待の件数が増える中で、その中に発達障害の方が多くいるという現状は、皆さんも多分ご存じだと思います。ですので、私たちの支援が、障害のある子どもという、今までの2%ではなく、小学校で問題を起こす6.3%にまで広げて支

援をしていくことが求められています。平成22年度の「障害児通園施設における親支援プログラムの開発に関する研究」では、発達障害のお子さんに対して幅の広い支援を行っている「発達支援センターうめだ・あけぼの学園」と「三鷹市北野ハピネスセンター」の関係者へのヒアリング調査を行いました。その結果、質の高い発達支援を提供するとともに、保護者の必要とするニーズへの気付き、この家は虐待があるか、金銭的には大丈夫か、DVはないかといった視点をしっかり持っている支援者を養成していくことが大事だと言っていました。

そして、そういう気付きを職員間でチームとして問題解決していける体制を作ることが大事です。自分1人で抱え込んでしまってバーンアウトしてしまうようでは仕方がありません。やはり職場の中で、そういうものについてきちんと対応できる体制を作ること、そして、個人情報を守って

平成22年度

「障害児通園施設における親支援プログラムの 開発に関する研究」

分担研究2-①

研究目的·方法

近年、子ども虐待の件数は増加の一途をたどっており、発達 支援と同様に親支援の重要性が求められている現状から、障 害種別を超えた多様な支援を行っている「発達支援センターう めだ・あけぼの学園」と「三鷹市北野ハピネスセンター」の関係 者へのヒアリング調査を実施し、ヒアリング調査から得た知見に ついて検討した。

14

平成22年度

分担研究2-②

<ヒアリング項目>

- ① 事業の概要や現況について
- ② 施設で行っている親支援等の実際
- ③ 親支援を行っていく上での問題点・課題となっている ことについて
- ④ 親支援を行う上での職種間の連携について
- ⑤ 親支援を行う上での他機関との連携について
- ⑥ 支援者に求められる資質や力量について

⑦ 今後の親支援のあり方について

15

それらの支援を学童期にもつなげていくことで す。

スライド 17 18 19

私は、これらの昨年度の研究事業を通してです けれども、社会福祉学を学んだ人たちの出番がま さにこれから来ると思っています。つい1週間 前、児童福祉施設最低基準等の一部改正がありま した。例として、児童養護施設において、「家庭 支援相談員については、社会福祉士、精神保健福 祉士の資格を要する者・・・」という文言が入り ました。

そして、「心理療法担当職員は、心理学」の次 に「社会福祉学を専攻する者」という言葉も入り ました。私は、これから一層、社会福祉学を専門 に学ぶ学生が社会から社会貢献を期待されている と実感しました。これからは、皆さんが活躍する

時代です。

時間がなくなって申しわけありません。本学で は、佐藤久夫先生はじめ、平野先生も頑張ってく ださって、日本の障害をもつ子どもたちの政策も 少しずつ改善してきています。

要は、皆さんがどこかで障害をもつ子ども関係 に携わった時には、障害があろうとなかろうと、 どこに生まれようと、1人の子どもとしてすこや かに育ち、幸せに暮らせる社会を目指していけば、 それが成人になってからの幸せな生活につながっ ていくということです。そんな社会をめざしてお 互い頑張っていきましょう。

平成22年度

「障害児通園施設における親支援プログラムの 開発に関する研究」

分担研究2-3

研究結果

これからの障害児涌園施設における親支援に求められること

- 1) 質の高い発達支援を提供するとともに、保護者の必要としているニー ズへの気付きが持てる感性と、それらのニーズに対して柔軟な支援が できる人材育成を行うこと
- 2) 1)の気付きを職員間で共有し、チームとして問題解決に向けてアプ ローチできる体制作りをしていくこと
- 3) 幼児期の親支援が、学童期以降も継続して提供される地域の体制作り をしていくこと(個人情報への配慮のもとに)

今後、さらに期待される社会福祉学を学ぶ学生

『児童福祉法』の児童福祉施設最低基準等の一部改正が 平成23年6月17日の行われた。

ポイント

例として、児童養護施設において

- ◎ 家庭支援相談員について、社会福祉士、精神保健福 祉士の資格を有する者 ・・・・
- ◎ 心理療法担当職員は、……心理学、社会福祉学を専 攻する・・ 今後、社会福祉学を学ぶ学生の社会貢献が一層期待される

17

・ 一パッパミの以早推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見 直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備 に関する法律」

障害児支援の強化

- ◇ 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実
 - 障害種別の一元化
 - ・通所サービスの実施主体を市町村へ移行
- ◇ 保育所等訪問支援の充実・放課後デイサービス(※1)
- ◇ 在園期間の延長措置の見直し(※2)
- ※1 対象: 学童~20歳まで ※2 対象: 18歳以上の入所者について、必要な支援の継続措置等



N.B

- ⇒障害があろうとなかろうと
- ♥ひとりの子どもとして
- ☞健やかに育ち
- の幸せに暮らせる

そんな社会をめざして



19